



(令和7年8月19日)

令和7年

美濃加茂市議会第3回定例会

記者発表資料

日程案、議案一覧及び条例案の概要

美濃加茂市

## 目 次

- 1 令和 7 年美濃加茂市議会第 3 回定例会会期及び議事日程(案) . . . . . 1
- 2 令和 7 年美濃加茂市議会第 3 回定例会提出予定議案 . . . . . 2
- 3 条例案の概要 . . . . . 4

## 令和7年美濃加茂市議会第3回定例会会期及び議事日程(案)

1. 会 期 8月27日(水)から9月26日(金)までの31日間

### 2. 議事日程

日次	月	日	曜日	開 議	区 分	摘 要
第1日	8	27	水	午前9時30分	本会議	提案説明
2		28	木		休会	議案精読
3		29	金			
4		30	土			
5		31	日			
6	9	1	月			
7		2	火			
8		3	水			
9		4	木			
10		5	金			
11		6	土			
12		7	日			
13		8	月			
14		9	火			
15		10	水			
16		11	木	午前9時30分	本会議	市政一般に対する質問
17		12	金	午前9時30分	本会議	市政一般に対する質問・ 質疑・委員会付託
18		13	土		休会	
19		14	日			
20		15	月			
21		16	火	午前9時30分	委員会	予算決算常任委員会
22		17	水	午前9時30分	委員会	予算決算常任委員会
23		18	木	午前9時30分	委員会	文教民生常任委員会
24		19	金	午前9時30分	委員会	企画建設常任委員会
25		20	土		休会	委員会審査結果まとめ
26		21	日			
27		22	月			
28		23	火			
29		24	水			
30		25	木			
31		26	金	各委員会終了後	本会議	委員長報告・質疑・採決

### 3. 備 考

- (1) 招 集 告 示 8月20日(水)
- (2) 一般質問通告期間 8月20日(水)午前9時から8月27日(水)午後1時まで
- (3) 質 疑 通 告 期 限 9月9日(火)午後5時まで
- (4) 議 会 運 営 委 員 会 8月25日(月)午前9時30分から  
( 提出予定議案等説明会 8月19日(火)午前9時30分から )

令和7年美濃加茂市議会第3回定例会提出予定議案

【執行部関係】

議案番号	議案名	主管課	提出理由の概要
議第45号	美濃加茂市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	土木課	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の改正に伴い、所要の改正を行うもの
議第46号	美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	防災安全課	災害対策基本法の改正に伴い、所要の改正を行うもの
議第47号	美濃加茂市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について	キャリアサポート課	書記の人数の規定を無くすもの
議第48号	美濃加茂市議会議員及び美濃加茂市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について	選挙管理委員会事務局	公職選挙法施行令の改正に準じて、所要の改正を行うもの
議第49号	令和7年度美濃加茂市一般会計補正予算（第5号）	財政課	補正額 1,507,776千円 補正後総予算額 28,269,544千円
議第50号	令和7年度美濃加茂市国民健康保険会計補正予算（第1号）	国保年金課	補正額 19,175千円 補正後総予算額 5,026,323千円
議第51号	令和7年度美濃加茂市介護保険会計補正予算（第1号）	高齢福祉課	補正額 28,323千円 補正後総予算額 4,344,001千円
議第52号	みのかも文化の森空調設備更新工事の請負契約の変更について	文化振興課	美濃加茂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、契約について議決を求めるもの
議第53号	財産の取得について	総務課	美濃加茂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、財産の取得について議決を求めるもの
議第54号	指定管理者の指定について（加茂野保育園及び加茂野児童館）	こども未来課	加茂野保育園及び加茂野児童館の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるもの
議第55号	市道路線の認定について	土木課	西町538号線ほか1路線の認定
議第56号	市道路線の変更について	土木課	川浦43号線の変更
議第57号	美濃加茂市教育委員会の委員の任命について	キャリアサポート課	大梅由美氏の任期満了に伴う後任委員の任命同意
諮第1号	人権擁護委員の候補者の推薦について	ひとづくり課	安江ちか子氏の任期満了に伴う後任委員の推薦
諮第2号	人権擁護委員の候補者の推薦について	ひとづくり課	清水三恵子氏の任期満了に伴う後任委員の推薦
認第1号	令和6年度美濃加茂市一般会計歳入歳出決算認定について	財政課	歳入総額 26,616,128千円 歳出総額 25,108,468千円 歳入歳出差引額 1,507,660千円
認第2号	令和6年度美濃加茂市国民健康保険会計歳入歳出決算認定について	国保年金課	歳入総額 4,712,941千円 歳出総額 4,622,539千円 歳入歳出差引額 90,403千円
認第3号	令和6年度美濃加茂市介護保険会計歳入歳出決算認定について	高齢福祉課	歳入総額 4,198,658千円 歳出総額 4,164,411千円 歳入歳出差引額 34,247千円
認第4号	令和6年度美濃加茂市後期高齢者医療会計歳入歳出決算認定について	国保年金課	歳入総額 872,883千円 歳出総額 828,997千円 歳入歳出差引額 43,886千円
認第5号	令和6年度美濃加茂市介護認定・障がい者自立支援認定審査会会計歳入歳出決算認定について	高齢福祉課	歳入総額 42,652千円 歳出総額 41,727千円 歳入歳出差引額 925千円
認第6号	令和6年度美濃加茂市古井財産区会計歳入歳出決算認定について	総務課	歳入総額 2,728千円 歳出総額 1,434千円 歳入歳出差引額 1,294千円

認第7号	令和6年度美濃加茂市山之上財産区会計歳入歳出決算認定について	総務課	歳入総額 2,510千円 歳出総額 1,638千円 歳入歳出差引額 872千円
認第8号	令和6年度美濃加茂市水道事業会計決算認定について	上下水道課	○ 収益の収入及び支出（税抜き） 収入決算額 1,515,435千円 支出決算額 1,383,448千円 純利益 131,987千円 ○ 資本的収入及び支出（税込み） 収入決算額 135,889千円 支出決算額 450,061千円 （不足分は過年度分損益勘定留保資金等で補てん）
認第9号	令和6年度美濃加茂市下水道事業会計決算認定について	上下水道課	○ 収益の収入及び支出（税抜き） 収入決算額 2,183,904千円 支出決算額 2,150,874千円 純利益 33,030千円 ○ 資本的収入及び支出（税込み） 収入決算額 1,330,861千円 支出決算額 1,900,915千円 （不足分は過年度分損益勘定留保資金等で補てん）

〔議第 4 5 号〕

美濃加茂市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

【議案書：1 頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 2 2 1 号）
条例改正に影響する施行日	令和 7 年 6 月 1 日
改正された法令	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 1 8 年政令第 3 7 9 号。以下「政令」という。）
条例改正に影響する条	第 2 1 条

○ 条例改正趣旨

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令が令和 6 年 6 月 2 1 日に公布され、政令が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 条項の整理（第 3 条第 6 号関係）

政令に新たな条が追加されたことにより発生した引用条文の条ずれを解消するために「令第 2 1 条第 2 項第 1 号」を「令第 2 2 条第 2 項第 1 号」に改めます。

◎ 施行期日（附則）

この条例は、公布の日から施行します。

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和7年法律第51号）
条例改正に影響する施行日	令和7年7月1日
改正された法令	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
条例改正に影響する条等	第2条第1号

○ 条例改正趣旨

災害対策基本法等の一部を改正する法律の公布に伴い、災害対策基本法における災害の定義について、異常な自然現象の例示として「地盤の液状化」が追加されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 異常な自然現象の例示の追加（第18条の2関係）

特殊公務の対象となる異常な自然現象の発生時の具体的な例示として、「地盤の液状化」を追加します。

◎ 施行期日（附則）

この条例は、公布の日から施行します。

〔議第 47 号〕

美濃加茂市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

【議案書：5 頁】

◎ **改正の概要**

これまで書記は、1 人と限定していましたが、多様な組織体制が取れるよう他の行政委員会と同様に書記の人数の規定を無くすものです。

◎ **改正の主な内容**

○ 書記の人数の規定の改正（第 3 条関係）

書記の規定中「1 人」を削ります。

◎ **施行期日（附則）**

この条例は、公布の日から施行します。

〔議第48号〕

美濃加茂市議会議員及び美濃加茂市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書：6頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第200号）
条例改正に影響する施行日	令和7年6月4日（公布の日）
改正された法令	公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）
条例改正に影響する条	第110条の4

○ 条例改正趣旨

公職選挙法施行令の一部を改正する政令が令和7年6月4日に公布され、国会議員の選挙について、選挙運動用ポスター等の作成の公営に関する経費に係る限度額が引き上げられたことに伴い、市議会議員又は市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する経費について、国政選挙に準じて限度額を引き上げるものです。

◎ 改正の主な内容

○ ポスターの公営に要する経費に係る限度額の引上げ（第2条関係）

限度額の算出式は、次のとおりとなります。

改正前

$$1 \text{ 枚当たり限度額} = \frac{541.31 \text{ 円} \times \text{ポスター掲示場の数} + 316,250 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場の数}}$$

改正後

$$1 \text{ 枚当たり限度額} = \frac{586.88 \text{ 円} \times \text{ポスター掲示場の数} + 316,250 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場の数}}$$

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日（第1項）

この条例は、公布の日から施行します。

○ 経過措置（第2項）

改正後の美濃加茂市議会議員及び美濃加茂市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、

施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例によることとします。